

令和2年斜里町議会定例会 11月臨時会議 会議録（第1号）

令和2年11月27日（金曜日）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会議日程について
- 日程第 3 議長諸般報告について
- 日程第 4 町政報告について
- 日程第 5 議案第36号 斜里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第37号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第38号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第39号 斜里町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第40号 斜里町ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第10 議案第41号 斜里町ふるさと応援寄附条例の制定について
- 日程第11 議案第42号 令和2年度斜里町一般会計補正予算（第5回）について
- 日程第12 議案第43号 令和2年度斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第13 議案第44号 令和2年度斜里町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）について
- 日程第14 議案第45号 令和2年度斜里町病院事業会計補正予算（第4回）について
- 日程第15 議案第46号 令和2年度斜里町水道事業会計補正予算（第3回）について

◎出席議員（13名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 今井千春 議員 | 2番 小暮千秋 議員 |
| 3番 久野聖一 議員 | 4番 山内浩彰 議員 |
| 5番 佐々木健佑 議員 | 6番 木村耕一郎 議員 |
| 7番 櫻井あけみ 議員 | 8番 宮内知英 議員 |
| 9番 久保耕一郎 議員 | 10番 若木雅美 議員 |
| 11番 海道徹 議員 | 12番 須田修一郎 議員 |
| 13番 金盛典夫 議員 | |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

馬 場 隆	町 長
北 雅 裕	副 町 長
岡 田 秀 明	教 育 長
増 田 泰	総務部長
高 橋 佳 宏	民 生 部 長
塚 田 勝 昭	産 業 部 長
芝 尾 賢 司	国保病院事務部長
馬 場 龍 哉	教 育 部 長
松 井 卓 哉	企 画 総 務 課 長
鹿 野 能 準	財 政 課 長
結 城 みどり	税 務 課 長
平 田 和 司	住 民 生 活 課 長
玉 置 創 司	保 健 福 祉 課 長
河 井 謙	商 工 観 光 課 長
榎 本 竜 二	水 道 課 長
武 山 和 史	国保病院事務次長
菊 池 勲	生 涯 学 習 課 長

◎議会事務局職員

茂 木 公 司	事 務 局 長
竹 川 彰 哲	議 事 係 長
鶴 卷 美 奈	書 記

午前10時00分再開

◇ 再開 ◇

●金盛議長 おはようございます。令和2年斜里町議会定例会を再開するにあたりご快諾いただき、ありがとうございます。

◇ 町民憲章朗唱 ◇

- 金盛議長 開議に先だち、町民憲章の朗唱を行います。
- 茂木事務局長 一つ、元気で働き、みんなで豊かなまちをつくりましょう。
- 一つ、きまりを守り、みんなで明るいまちをつくりましょう。
- 一つ、親切をつくし、みんなで平和なまちをつくりましょう。
- 一つ、自然を愛し、みんなで美しいまちをつくりましょう。
- 一つ、文化を高め、みんなで楽しいまちをつくりましょう。

◇ 市町村議会議長総務大臣表彰 ◇

●茂木事務局長 引き続き、開議の前に、都道府県議会議長及び市町村議会議長総務大臣表彰規程第2条第1項第3号に基づく、町村議会議長通算12年以上在職された方への表彰状が届いておりますので、金盛議長よりその伝達を行います。お名前をお呼びしますので、前の方をお願いいたします。

木村耕一郎議員です。木村議員は前の方をお願いいたします。

議場内の皆さまは、その場でご起立をお願いいたします。

●金盛議長 表彰状。木村耕一郎殿。あなたは多年にわたり、町議会議長として公正な議会運営に尽力され、地方自治の発展、向上に大きく貢献されました。よって、ここにその功績を称え、表彰します。令和2年10月2日、総務大臣武田良太。おめでとうございます。

●茂木事務局長 ありがとうございます。以上で、市町村議会議長総務大臣表彰の表彰状伝達式を終わります。

◇ 開議宣告 ◇

●金盛議長 ここで皆さまにお願いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は一旦は落ち着くかに見えたものの、再び感染が大きな波として広がってきております。

斜里町議会では、これまでも感染リスクを抱えながら議会運営を進めてまいりましたが、今、臨時会議においても引き続き一定の感染防止対策に努めなければならないと考えております。議員各位および説明員においては、提案説明の簡略化、明瞭簡潔な質疑応答に努

めるほか、説明員の分散対応への取り組みにご協力をお願い申し上げます。

また、議場内の感染対策の関係から、9月定例会議において、各議員、各説明員の自席での発言は例外的に着席にて行いましたが、今、11月臨時会議からは、すべて起立にて発言する形に戻しますのでお願いを申し上げます。

ただ今から、令和2年斜里町議会定例会11月臨時会議を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

◇ 会議録署名議員の指名 ◇

●金盛議長 日程第1、会議録署名議員の指名について、を議題といたします。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により佐々木議員、木村議員を指名いたします。

◇ 会議日程 ◇

●金盛議長 日程第2、会議日程について、を議題といたします。議会運営委員会から報告を求めます。議会運営委員会佐々木委員長。

●佐々木議会運営委員会委員長 11月臨時会議の運営について、本日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、協議した結果、議案の件数等を勘案し、今、臨時会議の日程は、本日11月27日の1日間とすべきとしたので、ご報告いたします。

●金盛議長 ただ今、議会運営委員会佐々木委員長から報告のとおり、11月臨時会議の日程については、本日11月27日の1日間にするものといたします。

◇ 議長諸般報告 ◇

●金盛議長 日程第3、議長諸般報告をいたします。令和2年9月定例会議以降の主な事項については、お手元にお配りしている議長諸般報告書のとおりご報告申し上げます。

なお、報告書については、別途保管し、写しを斜里町議会ホームページおよびクラウドブッククラウド本棚に掲載しておりますのでご活用ください。

議会への報告関係として、代表監査委員より、令和2年度定期監査結果報告書と、決算審査調査特別委員会委員長より、令和2年度決算審査調査特別委員会最終報告が提出されましたので、お手元に配付しております。

なお、決算審査調査特別委員会につきましては、令和2年9月25日の中間報告以降、委員会で調査が継続されていましたが、いずれの調査項目も提言には至らないとする結果であり、この結果をもって、特別委員会を終結した旨の報告書となっておりますので、この場で報告いたします。

次に、本日の会議に、久野議員より遅れる旨の届け出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◇ 町政報告 ◇

●金盛議長 日程第4、町政報告は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、お手元の町政報告書および町政報告概要の配布をもって、読み上げを省略いたします。

午前10時09分

◇ 議案第36号～39号 ◇

●金盛議長 日程第5、議案第36号、斜里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、から、日程第8、議案第39号、斜里町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について、までの4件を一括議題といたします。内容の説明を求めます。松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 (議案第36号～39号 内容説明 記載省略)

◇ 議案第36号質疑 ◇

●金盛議長 内容説明が終わりました。はじめに、議案第36号、斜里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第36号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第37号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第37号、特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について、の質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 ご質疑ございませんので、これをもちまして、議案第37号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第38号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第38号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、の質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第38号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第39号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第39号、斜里町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部

を改正する条例について、の質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第39号の質疑を終結いたします。

次に、議案第36号から議案第39号の討論採決ですが、補正予算をとまないので、討論採決を保留し、関連予算質疑が終結したのちに、討論採決を行うことといたします。

◇ 議案第40号・41号 ◇

●金盛議長 日程第9、議案第40号、斜里町ふるさと応援基金条例の制定について、から、日程第10、議案第41号、斜里町ふるさと応援寄附条例の制定について、までの2件を一括議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 (議案第40号・41号 内容説明 記載省略)

◇ 議案第40号質疑 ◇

●金盛議長 内容説明が終わりました。はじめに、議案第40号、斜里町ふるさと応援基金条例の制定について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第40号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第41号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第41号、斜里町ふるさと応援寄附条例の制定について、の質疑を受けます。ご質疑ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 全国でふるさと納税の制度が広がって取り組まれています。斜里町においても産業振興に資する取り組みとして、もう一つは財源の確保という側面もあると思います。大きく分けると二つの面から、ふるさと納税の取り組みが本格的といたしますか、全国で取り組まれている例に倣った考え方に立つならば、本格的に取り組まれるわけですが、この応援寄附条例の前文の中で、この条例を制定する目的といたしますか、前文なので目的とは若干異なるかもしれませんが、寄附者に対する社会的責任を果たすためにこの条例を制定するとあります。この寄附者に対する社会的責任とは何を指しているのか伺います。

●金盛議長 財政課長。

●鹿野財政課長 ご指摘いただいた寄附者に対する社会的責任という点は、第1条の目的にもあるとおり、今回、斜里町のまちづくりを行うにあたり、多くの皆さま方から寄附金を募るということで、幅広く支援をいただきながらということ。その前提としては、寄附者の斜里町への思いを具現化することによって、としています。この点が寄附者に対する社会的責任という文にかなうところ。です。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 寄附者の思いは、さまざまだと思います。少しうがった見方になるかもしれませんが、斜里町が目指そうとしているまちづくりそのものを応援しようということだけではなく、例えば知床の産物としての魚介類や農産物を自宅で味わってみたいという動機もあると思います。それらはどのように考えているのでしょうか。

●金盛議長 総務部長。

●増田総務部長 ご寄附をいただくその動機については、寄附者の方さまざまかと思えます。ある意味では、ご寄附という形でお金をお預かりする以上、どのような思いや動機であっても、使途も含めた形とそれを活用にするにあたっては、我々は一定の責任を負っている。その責任を負っていることを前文の中でお示したということになります。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 第6条で、町長は寄附者に対して特産品等を贈呈することができるという条文があります。これは先ほど申し上げたように、斜里町で採れるさまざまな特産品を自宅で味わってみたいという方に対して、斜里町の特産品を贈呈することによってその人の意向に応える側面と、斜里町の産業振興と連携した取り組みとして、全国にもこういった取り組みが行われています。

それぞれの事業内容および基金に積まれる区分がありますが、これは全ての基金に対して返礼品を送ることになるのかどうか伺います。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 ご指摘いただきました全ての寄附者に対して特産品を贈るかどうかの点ですが、実質的なポータルサイトを利用してということと言うと、基本的には返礼品を選んでということとセットですので、そこを通じて今入る分については、寄附と寄附をいただく方々皆さんに特産品をお送りする形になると思います。

ただ、ここにある部分の寄附でいうと、100平方メートル運動に基づいた国立公園内森林保全基金については、従前のおり基本的には返礼品に基づいてということではなく、送らない対象となります。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 今回の基金の区分の中では、国立公園内森林保全基金については、返礼品を伴わないものになるということですね。それで結構だと思いますが、一方ではそういった寄附を寄せてくださる方の善意に応えるものとして、何らかの形があってもよいのではないかと考えます。現在の国立公園内森林保全基金に関して寄附をいただいた方に対しては、どのような形といたしますかお礼の形が取られていますか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 しれとこ100平方メートル運動、現在のしれとこの森・トラストに関しては、お送りしている物としては、募金証書と定期的に発行される印刷物、森通信が返礼にあたる物になります。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 全国のふるさと納税の取り組みの中で位置付けられている考え方としては、それぞれの自治体における交流人口の拡大という観点で、かなり重く位置付けられていると聞いています。100平方メートル運動に対する寄附もそうではない他の基金に対する寄附も、斜里町にとっては大事な交流人口の拡大につながっていくものとなるのではないかと考えるのですが、それについての考え方はいかがでしょうか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 議員おっしゃるとおり、100平方メートル運動も含めて、斜里町にとっての関係人口の増に貢献しているものと思います。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 100平方メートル運動においては、特に熱い思いが寄せられている運動だと思います。そこで、交流人口、関係人口を、より深める取り組みがあってもよいのではないかと考えます。100平方メートル運動の第1次運動の中で、知床で夢を買いませんかと呼び掛けをして、それに応えた人たちには、寄附者の名前を100平方メートル運動ハウスに提示をしています。その取り組みがその後どのように交流人口や関係人口につながっているかといえば、単に斜里町の自然保護運動などに対して寄附をしたというだけでなく、例えば自分のおじいちゃんやおばあちゃんが、何年にこういった寄附をしたんだというのを見てみたい。地元に来てその証を見てみたいという動機で斜里町を訪問する人がかなりいらっしゃる聞いています。それに対する認識はいかがでしょう。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 ご寄附をいただいた皆さんが、ある意味で、知床のその場を訪れてみたいという動機で斜里を訪問される方はたくさんいらっしゃいます。しれとこ100平方メートル運動については、100平方メートル運動ハウスの中に名札を掲示し、新運動については、台帳という形でお名前を記させていただいています。今後、新運動の掲示の仕方などについても、今の形で良いのかどうかは検討しています。

そういう形でご寄附をいただいた方が、その後、お孫さん、お子さん、おじいちゃん、おばあちゃんがこういう運動に参加していた。あるいは、お父さん、お母さんが参加していたということを、知床の地を訪れて確認することもできるように、今も一定の形でそれはしていますが、よりそういう形で訪れていただきたい。その部分は、どういう形であれ今の形がベストではないかもしれないので、そういう形での検討はさせていただいています。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 いわゆる物品としての返礼品ということではなく、今検討しているということですから、ぜひ積極的に検討してほしいと思います。先ほど来申し上げているように、斜里町にとっての大事な結びつきとなる関係人口や交流人口の結びつきを、より深めると

いう観点からも積極的にどういう形が考えられるか、取り組まれるかについて検討を進めていただきたいと思います。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 その検討はさせていただきます。ただ、一言お伝えしたいことは、寄附された皆さんからは、逆に通信なども含めて、私たちはできるだけ森づくりの部分に寄附金を活用していただきたいと思いますので、できるだけ返礼のことは気にせず森づくりの部分に寄附金を使っただけでいいとおっしゃるご意見もたくさんいただいています。

どのような形で寄附者の思いにお応えするかは、いろいろな意味では、推進本部や支部、森通信を通じて運動参加者の寄附者の皆さんにご意見をお聞きしながら、ある意味では慎重にそこは期待に応じていきたいと思っています。

●金盛議長 他、ありませんか。これをもちまして、議案第41号の質疑を終結いたします。

次に、議案第40号と議案第41号の討論採決ですが、補正予算をともないますので、討論採決を保留し、関連予算質疑が終結したのちに、討論採決を行うことといたします。

◇ 議案第42号～46号 ◇

●金盛議長 日程第11、議案第42号、令和2年度斜里町一般会計補正予算（第5回）について、から、日程第15、議案第46号、令和2年度斜里町水道事業会計補正予算（第3回）について、までの5件を一括議題といたします。それでは、議案第42号から議案第44号までの説明を、鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 （議案第42号～44号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 ここで、暫時、休憩といたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

●金盛議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。続いて、議案第45号の説明を、武山病院事務次長。

●武山病院事務次長 （議案第45号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 続いて、議案第46号の説明を、榎本水道課長。

●榎本水道課長 （議案第46号 内容説明 記載省略）

◇ 議案第42号質疑 ◇

●金盛議長 内容説明が終わりました。はじめに、議案第42号、令和2年度斜里町一般会計補正予算（第5回）について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。若木議員。

●若木議員 個人版ふるさと納税の推進事業でお聞きします。説明資料の1ページです。今回示された内容の中で、歳出の中に委託料があります。ふるさと納税推進補助業務委託料とありますが、この部分はポータルサイトへ掲載する会社への委託料になるのでしょうか。

●金盛議長 財政課長。

●鹿野財政課長 説明が不十分だったかと思ひまして大変失礼いたしました。個人版ふるさと納税推進事業の委託料ですが、内訳は4件に分かれています。この内、ふるさと納税推進補助業務の委託料については、上の2番の事業内容の三つ目の丸に該当します。こちらは、地域資源を活用した新たな返礼品の開発と補助業務ということで、一般社団法人知床しゃりに委託する内容になっています。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 今回、個人版ふるさと納税には、パンフレットを作成するとなっています。このパンフレットの活用方法については、どのように考えていますか。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 パンフレットについては、ふるさと納税と併せて現在考えているのは、ふるさと納税の返礼品関係の紹介もそうですが、併せて斜里町や知床のブランドイメージを高めるような内容のものとして、具体的に何かというところはこれから形にしていくところです。現状としては、ふるさと納税の推進およびブランドイメージを高めるもので考えているところです。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 ブランドブックのように、都市部のどこかのお店などに置いていただくような物と捉えてよいのでしょうか。

●金盛議長 企画総務課長。

●松井企画総務課長 活用方法については、これからいろいろ多岐にわたって考えていきたいと思っています。町外のふるさと斜里会の活用など、幅広くいろいろなところで紹介がかけられるような内容として進めていきたいと考えています。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 この事業がさとふるで始まった時に、東京に住む知り合いに伝えた時に、ふるさと納税の返礼品目的の部分は大きいと思いますが、されている方にPRしたいのでパンフレットはないのかと求められたことがありました。個人の方が、斜里町に縁のある方がパンフレットを使ってやりたいという声があったので、そういう方たちにも紹介できるようなPR方法も検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

●金盛議長 企画総務課長。

●松井企画総務課長 どの範囲というところで配る範囲を限定しているわけでもありませんし、多岐にわたって活用したいと思っていますので、配れるというか紹介をかけられる中で、

できるだけ紹介をかけて斜里町の認知度が高まるように、これからもどんどん広げていきたいと思ひますし、活用方法もいろいろ考えていきたいと思ひます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 予算書の8ページ、戸籍住民登録費の中で、今回、マイナンバーカードの発行事務に係わって、全額国費で業務にあたる方を採用されると説明を受けました。この業務について、全額国が賄うというか予算措置されるのは今年度限りなのか、それとも複数年にわたるのか教えてください。

(「関連」という声あり。)

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 マイナンバーカードの件に関して別の部分で質問します。今回、マイナンバーカードは、総務省が力を入れてマイナポイントの活用でマイナンバーカードを作ることを促しています。マイナポイントは実施されていますが、それに関連してマイナンバーカードを作る人が町内で、現在、マイナポイントや他にもいくつかある国が取っているキャンペーンにのっとなってどれくらいの数が増えていて、斜里町としての業務はどのような状態なのかを併せて伺います。

●金盛議長 平田住民生活課長。

●平田住民生活課長 はじめに、若木議員のご質問にお答えします。交付金についていつまでかは、とりあえず今年度交付金の対象となり、今のところ示されているのは、来年、再来年くらいまでは交付金として国から交付すると言われてしています。

櫻井議員からは、マイナポイントに関してマイナンバーカードがどれくらい交付されているのかということかと思ひますが、11月12日現在では2225枚ほど斜里町では交付しています。

マイナポイント事業は9月から始まっていますが、確かにマイナンバーカードの交付の申請が多くなっているのは事実です。この事業が始まってどれくらい作られたかに関しては、毎日だいたい2件から3件ほどは来ていますが、何件増えた、何件になっているところでは、抑えかねている状況です。かなり多くなっているのは事実です。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 私も普及率をお聞きしたかったのですが、令和3年、4年分までは、国がその業務にあたる人について補助があるということですが、マイナンバーカードの普及率と伺いますか、取得される目標のようなものは示されているのでしょうか。

一方で、健康保険証と一体化する話もありますが、そういうことを想定されて令和4年度までの業務が、人に対する支援ということで考えるものなのでしょうか。

●金盛議長 平田住民生活課長。

●平田住民生活課長 国においては、マイナンバーカードは令和4年度末までだったと思ひますが、全ての国民が取得するようにといわれていると認識しています。

来年3月からマイナンバーカードを保険証機能も付けた上で使えるようになっていくことで、国としては3年間程度を目途として、カードの読み取り機を全国の病院に対応する形で進めていくことになっていて、基本的には令和4年度末までには全ての国民にマイナンバーカードを作成してもらうことになっているかと思えます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 今年度3月まで、この業務に携わる職員が増えるということですが、確定申告においてもマイナンバーカードを使った申告によって、青色申告者の場合は10万円がさらにアップするという条件が付いていて、これから個人事業者の方もマイナンバーカードを取得することがあるかと思えます。10万円給付の時に斜里町ではなっていなかったかもしれませんが、住民の方が窓口で殺到して、コロナで密を避けなければいけないのに密になったことがありましたので、これから確定申告業務の準備に向かう段階で、窓口の混雑などに対して事前に来ることを予約制にするなどは考えていますか。

●金盛議長 民生部長。

●高橋民生部長 ご心配大変ありがとうございます。国の方でもデジタル庁も含めて、マイナンバーカードの普及は推進していくところもあります。そういう中で、確定申告についても、町の方でも通常は1階フロアの税務課ですが、今年は会場をゆめホールで、別の場所で密を避ける取り組みも現在検討しているところです。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 マイナンバーカードの取得のための会場を別に設けるといいますか。

●金盛議長 民生部長。

●高橋民生部長 説明が不足していました。現在、マイナンバーカードについては、コロナ禍も心配するところですが、戸籍のフロアからもう一つ横に席を広げて、来庁者の方が密にならないように当面对応しているところです。

12月にも夜間開設で時間帯もずらし、密になる部分を手続き的にマイナンバーカード取得自体は説明をして申請していただくのですが、現在、窓口で時間がかかっているのは、ポイントの説明や具体的にはどういう部分でどのカードがメリットがあるなど、本来の目的以上のところに説明をする時間を要している部分もあるので、会場も含めてなるべく密にならないように考えています。

現時点で予約制など専任の部分がまだ確定していないので、そういう部分も含めてコロナの状況も踏まえながら随時検討をさせていただきたいと考えています。

●金盛議長 他、ありませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 ふるさと納税に関して伺います。6ページの歳入にある指定寄附金の部分があります。今回の歳入では、歳出の部分で同じく個人版と企業版のふるさと応援基金に関しての予算が計上されています。ここにある補正前の額の指定寄附は、どのような寄附金が計上されているのか伺います。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 現在の17款の指定寄附金の補正前の額、2174万7千円の内訳は、当初予算では世界自然遺産の適正利用寄附金で80万2千円、みどり工房しゃりの管理運営費の寄附金で722万5千円。5月の補正で計上では、知床自然教育研修所の備品整備ということで指定の寄附金が200万円。6月の新型コロナウイルス感染症の寄附金で10万円、農業資料等の収蔵施設運営費の寄附金で2万円。大口では7月の臨時会議で補正させていただいた新型コロナウイルス分で1010万円、図書資料の分で100万円。9月分で財政調整基金の寄附金が10万円、保健福祉サービス基金の寄附金で40万円、以上が内訳になっています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 ふるさと納税関連が組み込まれての今回計上されている3090万円だと思います。7ページにある予算計上の中で財源としてこの金額がおそらく組み込まれていると思います。今回、ふるさと納税を始めるにあたって、委託料、その他パンフレット作製などに係る部分を、今までの寄附金をそのまま移行して使う形で考えているということではないですね。

●金盛議長 財政課長。

●鹿野財政課長 寄附金の使い道というか充当先になろうかと思います。7ページの歳出の欄の2款の総務費の11目企画費です。こちらで補正額が3070万円となっていますが、これは歳出分が3070万円で、この部分に、今回、特定財源ということで3090万円充てさせていただいています。これが今回の17款寄附金でいただいている指定寄附金分ということです。20万円の誤差がありますが、これは前回の9月の補正時に20万円の企業版ふるさと納税のパンフレット作製の経費を計上していますので、これも含めて3090万円をこの部分の財源で充当しているということです。

つまり、今回いただくと、予算で計上させていただいている分は、そのまま企業版ふるさと納税の事業費並びに個人版ふるさと納税の推進事業費ということで充当されているという形を取っていますのでご理解賜りたいと思います。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 いただいた寄附が、そのままふるさと納税に移行されるわけではないことを確認したいのですが、違いますよね。予算として充当した部分が指定寄附金の部分と、今回始めるふるさと納税は寄附金になるので、指定寄附金ですからそれぞれの指定された部分に使われていると思いますが、予算の書面上、金額がそのままになっているので、ふるさと納税として今後やっていく事業にその分を充当したという受け取りでよいのですね。

●金盛議長 財政課長。

●鹿野財政課長 この辺は非常に複雑というかややこしい部分になると思います。今回の予算は、いただいた分をそのまま、一つは寄附金として歳入で受けるということです。そ

して、歳出の方で必要経費と基金への積立金、この二つがありまして、これらにそのままそっくり行くこととなります。ですから、今回3090万円の寄附金をいただきました。それを財源として諸経費を、先ほどの個人版ふるさと納税で申し上げたとおり1500万円の諸経費が掛かります。残りの分は、それぞれの基金、今回上程している基金にそれぞれ積み立てる形になります。これが実際に支消することになると、ここから繰出しをしてそれぞれの事業に充当する形を取ることとなります。今回は積むだけということでの予算計上とさせていただいているのでご理解賜りたいと思います。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 説明資料の中で、ふるさと納税に関する個人版に関してですが、先ほど若木議員からも質問がありました。このパンフレットの作成ですが、先ほど活用方法などはまだ具体的にはきちんと決まっていないというお話でした。

予算の中で、パンフレットを何部くらい作られるのでしょうか。活用がなかなか決まっていない、ふるさと納税をされる方は、98%がインターネットからです。皆さんさとふるを開いたら、斜里町のいろいろな取り組み、まちづくりに関するPRも併せて出てきます。必要なのはそういった情報で、斜里はこういう町だと受け取られる方は、ネットで十分かもしれないと思います。

この35万円の予算で、フルカラーで何ページかを作るとなった時に、何部くらい考えているのか。活用方法はこれからとなっていました、それで最初に予算がくるのも不思議ですし、そこまでの活用でお金を掛けてやるような効果があるのか伺います。

●金盛議長 企画総務課長。

●松井企画総務課長 事業効果も含めて考えなければいけない部分です。現在、予算で考えているのは、パンフレットの35万円のところです。全ての方がその場で状況を知ってポータルサイトに移って事業を活用していただくようになれば、当然それで十分なところはありますが、そこで新たな紹介や初めて知る部分など、新規の開拓などでも活用部分は多々状況としてはあるのかと思っています。

部数についても、現状の予算でどれだけ作れるかというところもあり、具体的に何部とはまだ進めていないです。全てが全てポータルサイトだけですぐいけるところではない状況も加味して、紹介なども含めていろいろなところで活用したいと考えています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 先日、(一社)知床しゃりで、贈答のギフトセットのパンフレットが全町に配られました、あれでどれくらいの予算だったのでしょうか。35万円で印刷物をという部分で、今掛かる代金と部数の格差が出てきています、その業者によって。

先ほどの、全てがウェブではないのもわかりますが、ふるさと斜里会の方々へなど、どのようにしてネット環境がない方にお届けするのも含めて考えるとしたら、どれくらい部数が必要で、それを届けるには郵送料も掛かります。どんなに安くしてもお金は掛かり

ます。それをどういう形でイメージされているのか。これは行政でやる部分なのか。それとも（一社）の方に委託して事業としてやっていくのでしょうか伺います。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 パンフレットに関しては、企業版もそうですが、課長からも答弁させていただいたとおり、主にふるさと斜里会やテレワーク企業など、手渡しができる環境での使用を考えています。パンフレットの制作は、個人版はこれからですが、企業版の方は少しデザイン等のお話をさせていただいており、それは（一社）ではなく、町内の別のウェブデザインやパンフレットデザインをされている会社への委託を考えているところです。ギフトセットのパンフレットについては、商工観光課長のほうからお答えします。

●金盛議長 商工観光課長。

●河井商工観光課長 ご質問のあったギフトセットに使用したパンフレットですが、6月に道産品ギフト開発の委託で500万円を計上して、その後、こちらは（一社）に対して業務発注した最大150万円が開発経費ということで委託したもので、そのうちいくらがパンフレットに使われたのかは、現時点ではまだ報告を受けていませんので、すみませんが金額については承知していないところです。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 幅広くいろいろな年代や環境の方々に斜里町のふるさと納税が始まった、返礼品の今まで他の地域でやっている一般的な部分をお知らせすることは必要かもしれませんが、今、経済的になるべくお金を掛けないでできることを考えていくべきではないかと思えます。

また、斜里町ふるさと納税で、いくつかの検索サイトで検索のワードを入れます。ふるさと納税ブランク斜里、あるいは斜里ブランクふるさと納税、斜里町ブランクふるさと納税、いくつかの言葉で検索しても、最初に出てくるのがふるさとチョイスのサイトで、優先的に上がってくると思いますが、さとふるの部分とふるさとチョイスを分けているのは、何か大きな理由があるのでしょうか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 ふるさとチョイスについては、100平方メートル運動のクレジット決済を導入した際に先行して委託契約を締結しています。ですから、ウェブ上でおそらく先にとというのは、扱っている期間が長かったこともあり、先にランクが上がってくるのかと思えます。推測になりますが、そのような理由かと思えます。

さとふるとふるさとチョイスを分けざるを得なかった大きな理由は、今回、個人版の返礼付きのふるさと納税導入にあたって、その業務をいろいろな手数料などの部分も検討した中で、さとふるとの契約をしています。ただ、さとふるは基本的に返礼品ありきのサイトの作りになっており、その中で、当初協議の段階では、返礼なしも扱えるというお話でしたが、結果的にサイトを構築する中で返礼なしを、100平方メートル運動の部分と同

じ中に入れて扱うのが難しいということで、現状では、さとふるの方は返礼品付きの七つの分野、これまでの100平方メートル運動については、そのままさとふるとの取り扱いとしています。

今後、扱うサイト、多くの市町村が複数のサイトを活用していることもありますので、掲載するサイトを増やすかどうかは、これから検討していきたいと考えています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 このさとふると納税をするにあたっての委託している業者に対して業務料は、実際に扱った部分に関してのパーセントになると思いますが、間違いないでしょうか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 議員ご指摘のとおり、ポータルサイトへのお支払いについては、寄附金額に対しての割合、この場合ですと12%に税という形でお支払いすることになっているので、それに基づいての積算としています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 ふるさとチョイスの方で、100平方メートル運動の部分の委託料は、どういう形で算出されるのでしょうか。

●金盛議長 総務部長。

●増田総務部長 ふるさとチョイスは、基本的に100平方メートル運動については、取り扱いは主に比率でいうとクレジット決済の比率はまだ少ない形です。さとふるとの契約は、年間1千万円以下だったと思いますが、1千万円以下の取り扱いについては定額になっています。委託料はこの場で数字を押さえていませんが、確か1%程度の手数料だったかと。1千万円以下の場合には低率の手数料になっています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 実施にあたって、いくつか委託業者を選定した部分では、個人の返礼品付は、さとふるが良いという形の説明は以前受けました。今後、サイトの活用は複数も検討していく可能性がある中では、今おっしゃったさとふるの場合、1千万円以下の定額というのは、返礼品が付いていても付いていなくても同じなのではないでしょうか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 申し訳ありません。今ここでさとふるとの契約の詳細について持ち合わせていませんので、後ほどお答えしたいと思います。

●金盛議長 他、ありませんか。ないようですので、これを持ちまして、議案第42号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第43号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第43号、令和2年度斜里町公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)について、の質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

ないようですので、これをもちまして、議案第43号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第44号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第44号、令和2年度斜里町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）について、の質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第44号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第45号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第45号、令和2年度斜里町病院事業会計補正予算（第4回）について、の質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第45号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第46号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第46号、令和2年度斜里町水道事業会計補正予算（第3回）について、の質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第46号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第36号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に討論採決ですが、ここで保留をしておりました、議案第36号、斜里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第36号について、採決を行います。議案第36号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第36号については、原案のとおり可決されました。

午前11時57分

◇ 議案第37号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、保留としておりました、議案第37号、特別職の給与に関する条例の

一部を改正する条例について、討論採決を行います。討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第37号について、採決を行います。議案第37号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第37号については、原案のとおり可決されました。

午前11時57分

◇ 議案第38号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、保留としておりました、議案第38号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第38号について、採決を行います。議案第38号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第38号については、原案のとおり可決されました。

午前11時58分

◇ 議案第39号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、保留としておりました、議案第39号、斜里町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第39号について、採決を行います。議案第39号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第39号については、原案のとおり可決されました。

午前11時59分

◇ 議案第40号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、保留としておりました、議案第40号、斜里町ふるさと応援基金条例の制定について、討論採決を行います。討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第40号について、採決を行います。議案第40号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第40号については、原案のとおり可決されました。

午前11時59分

◇ 議案第41号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、保留としておりました、議案第41号、斜里町ふるさと応援寄附条例の制定について、討論採決を行います。討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第41号について、採決を行います。議案第41号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第41号については、原案のとおり可決されました。

櫻井議員にお聞きします。先ほど、総務部長から後ほどお答えするというのは、討論採決の後でもよろしいですか。

●櫻井議員 どちらでも構いません。

●金盛議長 暫時、休憩をします。

昼食、休憩といたします。

休憩 午後12時02分

再開 午後 1時00分

●金盛議長 休憩を解き、会議を再開します。議案第42号、令和2年度斜里町一般会計補正予算(第5回)について、の討論採決に入る前に、先ほど、いったん質疑を終結いたしました。一部答弁保留にしておりましたので、質疑を再開したいと思います。答弁、総務部長。

●増田総務部長 先ほどの櫻井議員のご質問にお答えします。まず、ふるさと納税のポー

タルサイトのサービスに関しては、各社それぞれ特徴があります。さとふるの方は、一括代行サービスの提供ということで、ウェブ掲載、決済、寄附情報の管理、返礼品事業者の管理等を全部一括して代行する形のサービスを提供しています。

一方、ふるさとチョイスに関しては、基本サービスはウェブ掲載のみになっています。先ほど説明が十分ではありませんでしたが、定額の部分とは、基本の部分です。ウェブ掲載に関しては月3750円税別で、年間で4万5千円、税込みで4万9500円、これが基本サービスになります。さらに、100平方メートル運動の場合は、返礼品等がありませんので、クレジット決済による決済代行のみのサービスの提供を契約していることになります。この部分が、クレジット決済の場合は1%、コンビニ収納などは3%、電子決済に関しては3.5%、それぞれそのような経由した寄附があった場合、提携会社に直接お支払いする契約になっています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 返礼品がある、ない部分と、さとふるをメインで取り扱ったことは理解できました。今後はある程度複数のサイトを検討しているというお話があり、町民懇談会などでは、ふるさと納税は、財産収入として当てにできる事業には直結しないことと、この制度自体いつ終わるかわからないものもあるというお話があって、町の方々の中には、あまりふるさと納税に真剣に取り組まない感じなのかという声もあり、この事業を円滑に効果のあるものとして、町にとって有益であるように進めてもらいたい思いもありました。

今後、複数のサイトを検討したり、もっとPRしていく方法も十分力を入れて良い事業として遂行していただきたいという思いもあります。その点については、今後もふるさと納税がいろいろな方々に利用される、いろいろな方々の寄附と好意が寄せられることについて、しっかりと進めていただきたいと思いますが、その辺は大丈夫でしょうか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 なにぶん返礼品付きのふるさと納税については、まだ未経験の部分も多く、勉強しながらになります。まず一定の期間を見て、いろいろな見直しを行いながらより良いこの制度の活用を目指していきたいと思っています。

●金盛議長 これをもちまして、議案第42号の質疑を全て終結いたします。

◇ 議案第42号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第42号、令和2年度斜里町一般会計補正予算（第5回）について、討論採決を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第42号について、採決を行います。議案第42号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第42号については、原案のとおり可決されました。

午後1時05分

◇ 議案第43号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第43号、令和2年度斜里町公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)について、討論採決を行います。討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第43号について、採決を行います。議案第43号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第43号については、原案のとおり可決されました。

午後1時05分

◇ 議案第44号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第44号、令和2年度斜里町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)について、討論採決を行います。討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第44号について、採決を行います。議案第44号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第44号については、原案のとおり可決されました。

午後1時06分

◇ 議案第45号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第45号、令和2年度斜里町病院事業会計補正予算(第4回)について、討論採決を行います。討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第45号について、採決を行います。議案第45号について、原案のと

おり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第45号については、原案のとおり可決されました。

午後1時06分

◇ 議案第46号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第46号、令和2年度斜里町水道事業会計補正予算（第3回）について、討論採決を行います。討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第46号について、採決を行います。議案第46号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第46号については、原案のとおり可決されました。

◇ 閉議宣言 ◇

●金盛議長 以上で、令和2年斜里町議会定例会11月臨時会議の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年斜里町議会定例会を休会いたします。ご苦労さまでした。

閉議 午後1時07分

休会 午後1時07分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

令和 年 月 日

斜里町議会議長

署名議員

斜里町議会議員

斜里町議会議員